

○岡企画官 それでは、定刻になりましたので、ただいまより会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから第182回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は1つでございます。

議題1「令和2、3年改正番号法 ガイドライン案の意見募集結果について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 令和2年、3年改正番号法ガイドライン案の意見募集結果について、説明申し上げます。

まず、資料について説明申し上げます。

資料1-1は意見募集の結果について示しているもので、別紙1及び2として意見募集結果の全ての意見及び回答を記載してございます。

資料1-2及び1-3は、今回の意見募集結果を踏まえての各ガイドライン案でございます。

資料1-4及び1-5は官報掲載用の各ガイドライン案でございます。

本意見募集は、本年6月23日から7月25日まで実施し、8の個人又は団体から、延べ23件の御意見が寄せられました。

それでは、資料1の別紙1に基づいて説明させていただきます。

まず、「罰則の強化」について、1番のように番号法の罰則を追加してほしい旨の御意見、2番のように番号法の「罰則の強化」に賛同する御意見を頂いております。

「特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合の対応」について、3番のように、当委員会に報告をする場合、事業所管大臣への報告が不要となることを確認する御意見を頂いております。

「使用者等から他の使用者等に対する従業者等に関する特定個人情報の提供」について、4番のように特定個人情報の提供時期を確認する御意見を頂いております。

こちらについては、提供時期は「他の使用者等における従業者等になった場合」となるものの、「その解釈については、その立場や状況が個々に異なることから一律に取り扱うことはできませんが、例えば、『内定者』が確実に雇用されることが予想される場合（正式な内定通知がなされ、入社に関する誓約書を提出した場合等）には、その時点で個人番号の提供を求めることができると解されることから、個人番号を含む特定個人情報の提供もこれに準じて考えることができると解されます」と回答しています。

5番のように、求めがあった場合には、従業者等に対し、提供情報の内容を開示すべきとする御意見を頂いております。

こちらについては、従業者等の同意を得るとは、従業者等の承諾する旨の意思表示を使用者等が認識することをいい、特定個人情報の取扱状況に応じ、従業者等が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない、具体的に

は、どのような特定個人情報が出向・転籍・再就職等先の使用者等に対して提供されることになるのか、従業者等が認識した上で、同意に係る判断を行うことができるよう、出向・転籍・退職等前の使用者等は留意する必要があること及び従業者等は個人情報保護法第28条に基づき、個人情報取扱事業者である使用者等に対し、開示請求を行うことができることを回答しています。

6番のように、特定個人情報の提供を受けた使用者等は、本人に対し、特定個人情報の提供を受けたことの通知を行うべきとする御意見を頂いております。

こちらについては、番号法において、個人番号を含む特定個人情報の提供を受けた使用者等は、従業者等に対し、当該情報の提供を受けたことを通知する義務はないこと及び特定個人情報の提供を受けたことの従業者等に対する通知を行うか否かについては、当該情報を受けた事業者において御判断いただくものと回答しています。

「『漏えい』の考え方」については、7番のように「特定個人情報の『漏えい』とは、特定個人情報が外部に流出することをいう」という本ガイドライン改正案に加え、「閲覧の制限がなく、閲覧されれば流出する事態の発生を含む」とすべきとの御意見を頂いております。

こちらについては、「『漏えい』が意味するところであるため、一般的に現状の案が適切と考えます」と回答しております。

8番から14番は、先日の個人情報保護法ガイドライン改正の意見募集においても同内容の質問を頂いており、個人情報保護法ガイドライン改正の意見募集の回答と同趣旨の回答となっております。

8番では守秘義務を課した委託先に誤送信した場合は「漏えい」に当たるか確認する御意見を頂いております。

こちらについては、「委託において対象となる特定個人情報以外の特定個人情報を誤送信した場合には、『漏えい』に該当し得ます」と回答しています。

「報告対象となる事態」については、9番のように、「漏えい等が疑われるものの確証がない場合」との記載につき、この「確証」の指す対象の確認の御意見を頂いております。

こちらについては、「確証」は「漏えい等が生じた確証」を指すことを回答し、御意見を踏まえ、記載の明確化を行っております。

10番のように、サイバー攻撃の事案において「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当し得る事例のうち、特定個人情報を格納しているサーバー等において「情報を窃取する振る舞いが判明しているマルウェア」の感染が確認された場合という事例の内容を確認する御意見を頂いております。

こちらについては、単にマルウェアを検知したことをもって「漏えい」のおそれがあると判断するものではなく、防御システムによる制御の状況等についても考慮することになる旨を回答しています。

11番のように、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」

が講じられている場合について、具体的な該当事例を提示いただきたい旨の御意見を頂いております。

こちらについては、「Q&Aでお示しすることを検討してまいります」と回答しています。

「通知対象となる事態及び通知義務の主体」については、12番のように、本人通知を行う際に委託先の協力を得て行う方法が認められるかを確認する御意見を頂いております。

こちらについては、委託先の協力を得て本人通知を行うことは可能であると考えられますと回答しています。

「通知の時間的制限」については、13番のように、その時点で通知を行う必要があるとは言えないと考えられる事例について、本人に通知することが被害を拡大させる理由を記載してはどうかという御意見を頂いております。

こちらについては、「被害拡大の態様は様々であることから、原案が適切と考えます」と回答しています。

「通知の例外」については、14番のように、「代替措置」として事案の公表を行わない場合もあり得ることを確認する御意見を頂いております。

こちらについては、本人への通知の代替措置としては、公表や問合せ窓口の設置が基本となり、その方法については、事案に応じて工夫することが考えられますと回答しています。

その他の御意見として、15番から17番のように、番号法自体への御意見も頂いております。

18番のように、本人の同意の取り方は書面を原則とすべきとの御意見を頂いております。

こちらについては、使用者等及び従業者等の状況が個々に異なるため、一律に書面での同意を原則とするのではなく、特定個人情報の取扱い状況に応じ、従業者等が同意に係る判断を行うために必要と考えられる、合理的かつ適切な方法を取っていただくとしており、原案が適切と考える旨を回答しています。

19番のように、提供先に何の事務で本人から個人番号を取得したか、明確に分かるようにすべきとする御意見を頂いております。

こちらについては、「番号法において、同法第19条第4号による特定個人情報の提供元が提供先に対し、何の事務で本人から個人番号を取得したか連絡する義務はありません」と回答しています。

20番、21番に番号法自体の御意見を頂いております。

次に、資料1-1の別紙2ですが、こちらの質問は先ほど説明させていただいた事業者編の5番、6番と同一の質問を頂いております。

こちらについては、根拠条文が個人情報保護法から行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法となっている箇所以外は、同内容を回答しています。

なお、本ガイドラインの施行日に関して、従業者等の同意に基づく特定個人情報の提供に関する改正については、令和3年9月の改正番号法の施行に合わせ、令和3年9月を予

定しているものの、事業者編の「漏えい」等報告本人通知に関する改正は、令和4年4月の改正番号法の施行に合わせ、令和4年4月施行予定となる部分があるため、この点、混乱がないよう、周知してまいります。

私からの説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

加藤委員。

○加藤委員 今回のガイドライン改正において織り込まれている従業者等の同意に基づく特定個人情報の提供を可能とすることについては、昨今のマイナンバーの取扱いに関する要望等に関して、適切に応えた改正であると認識しております。

今後、9月から発足するデジタル庁が中心となって、マイナンバーの活用が図られることとなりますが、個人情報保護委員会としては引き続き、マイナンバー制度の信頼を確保するという役割が期待されており、今回の改正内容も含めて、事業者等の適正な取扱いがなされることについて、しっかりと監視・監督を行っていくべきだと考えております。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかに、よろしいでしょうか。

マイナンバーガイドライン改正においても、先日の個人情報保護法ガイドラインと同様に、貴重な御意見を寄せていただいた皆様に感謝を申し上げたいと思います。

今の加藤委員からの御発言にございましたように、マイナンバー制度の重要性がますます高まっていくことが見込まれる中、その信頼性の確保が肝要であり、個人情報保護委員会としては、引き続き適切に監視・監督に取り組んでまいりたいと思います。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案どおり決定し、官報掲載等の手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては、所要の手続を進めてください。

本日の議題は以上でございます。

本日の会議の資料につきましては、官報掲載後に委員会のホームページに公表してよろしいでしょうか。

では、そのように取扱いをいたします。

それでは、本日の会議は閉会といたします。